

県政世論調査の結果について(抜粋)

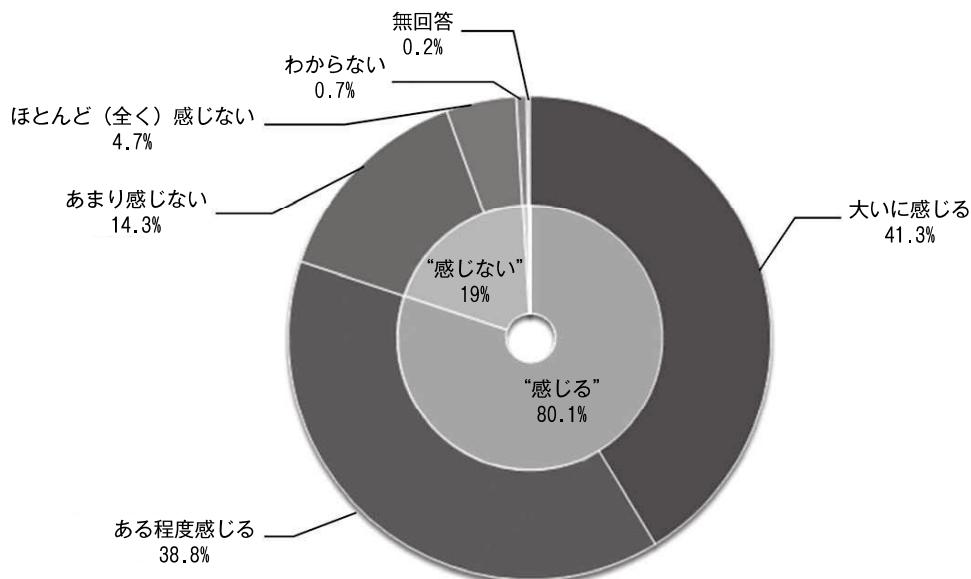
愛知県では、県民の皆様に県政に対する御意見や御意向をアンケートによりお答えいただく「県政世論調査」を実施しており、この結果を県政運営の基礎資料として活用しています。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 調査対象 | 愛知県内に居住する18歳以上の男女3,000人 |
| 2 抽出・調査方法 | 層化二段無作為抽出法・郵送法 |
| 3 調査期間 | 平成28年10月1日(土)から10月20日(木)まで |
| 4 回答者数 | 1,610人(53.7%) |

Q 運動不足を感じるか

普段の運動不足について"感じる"が80.1%

問4 あなたは、普段、運動不足を感じますか。【○は1つ】

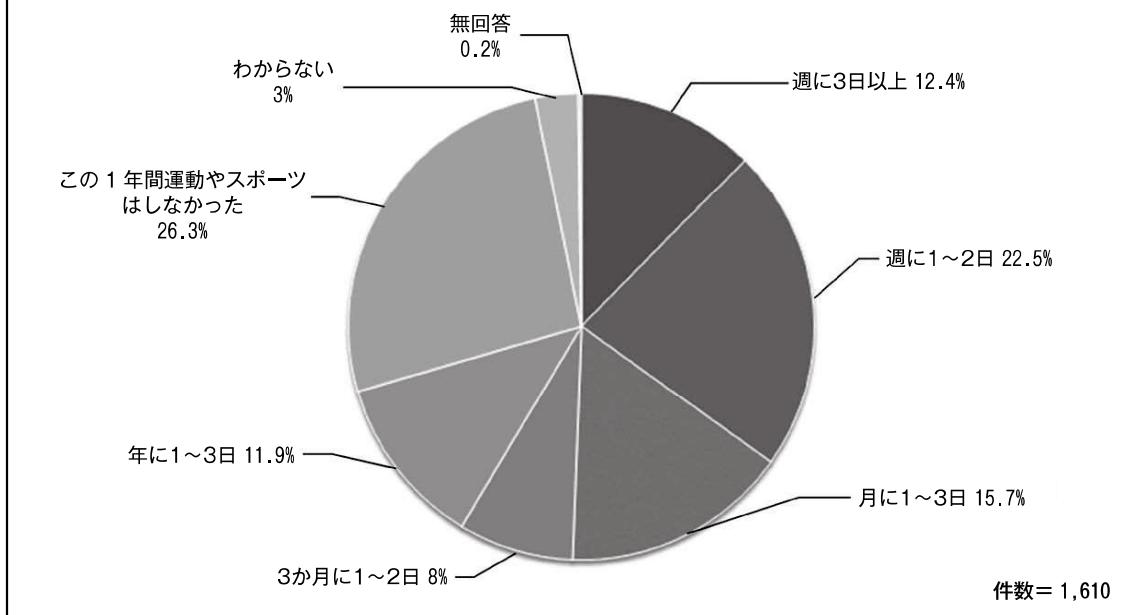


普段の運動不足について、「大いに感じる」(41.3%)と「ある程度感じる」(38.8%)を合わせた普段の運動不足について"感じる"と答えた人の割合が80.1%に対し、「あまり感じない」(14.3%)と「ほとんど(全く)感じない」(4.7%)を合わせた普段の運動不足について"感じない"と答えた人の割合は19%となっている。

Q この1年間に行った運動・スポーツの日数

「この1年間運動やスポーツはしなかった」が26.3%

問5 あなたが運動やスポーツを行う頻度はどの程度ですか。【○は1つ】



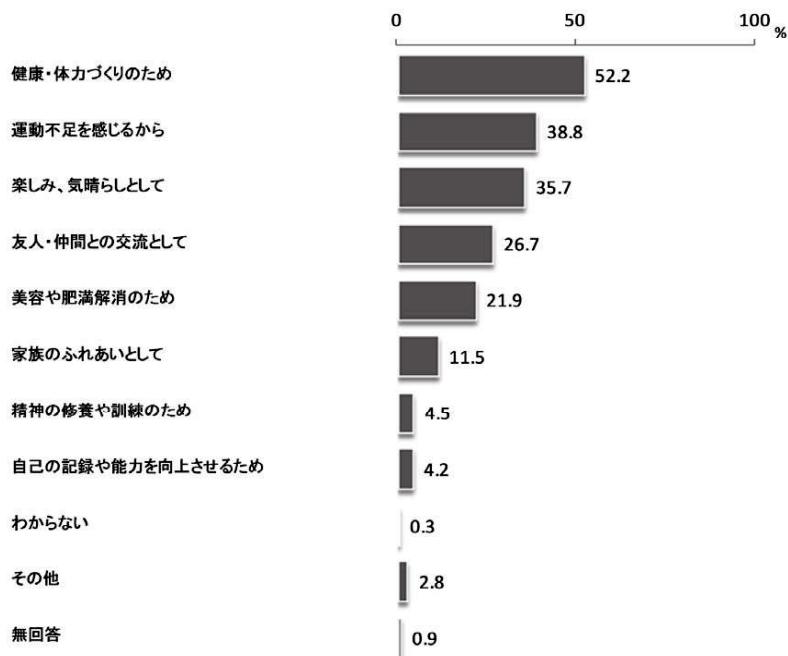
運動、スポーツを行う頻度について「この1年間運動やスポーツはしなかった」と答えた人の割合が26.3%と最も高く、続いて「週に1~2日」(22.5%)、「月に1~3日」(15.7%)の順になっている。

Q 運動・スポーツを行った理由

「健康・体力づくりのため」が 52.2%

問6 《問5で「1」～「5」と答えた方にお聞きします》

あなたが運動やスポーツをしたのはどのような理由からですか。【○は複数可】



件数 = 1,135

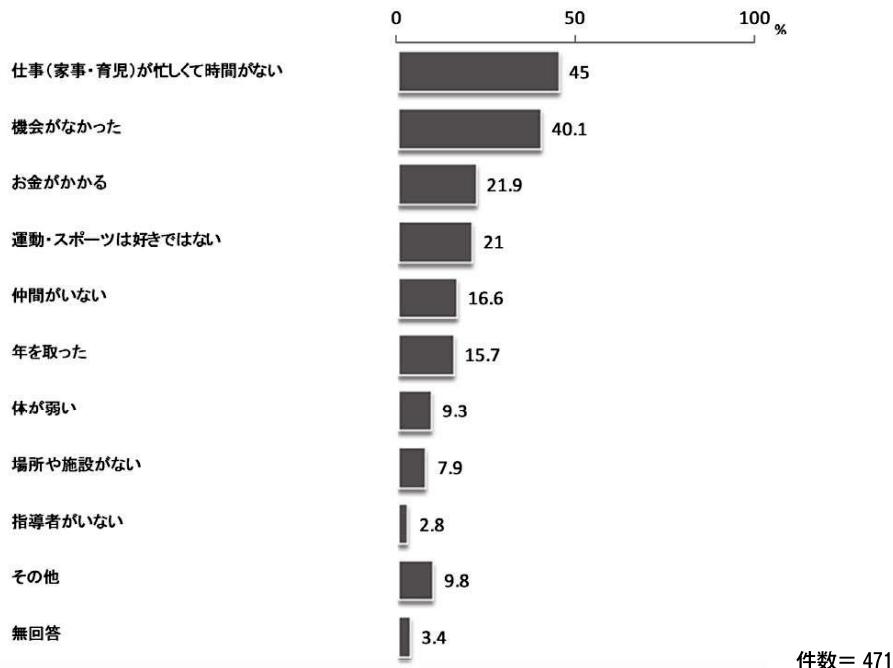
運動やスポーツを行う理由について「健康・体力づくりのため」と答えた人の割合が 52.2% と最も高く、続いて「運動不足を感じるから」(38.8%)、「楽しみ、気晴らしとして」(35.7%) の順になっている。

Q 運動・スポーツを行わなかった理由

「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がない」が45%

問7 『問5で「6」又は「7」と答えた方にお聞きします』

あなたがこの1年間に、運動やスポーツをしなかったのはどのような理由からですか。【○は複数可】

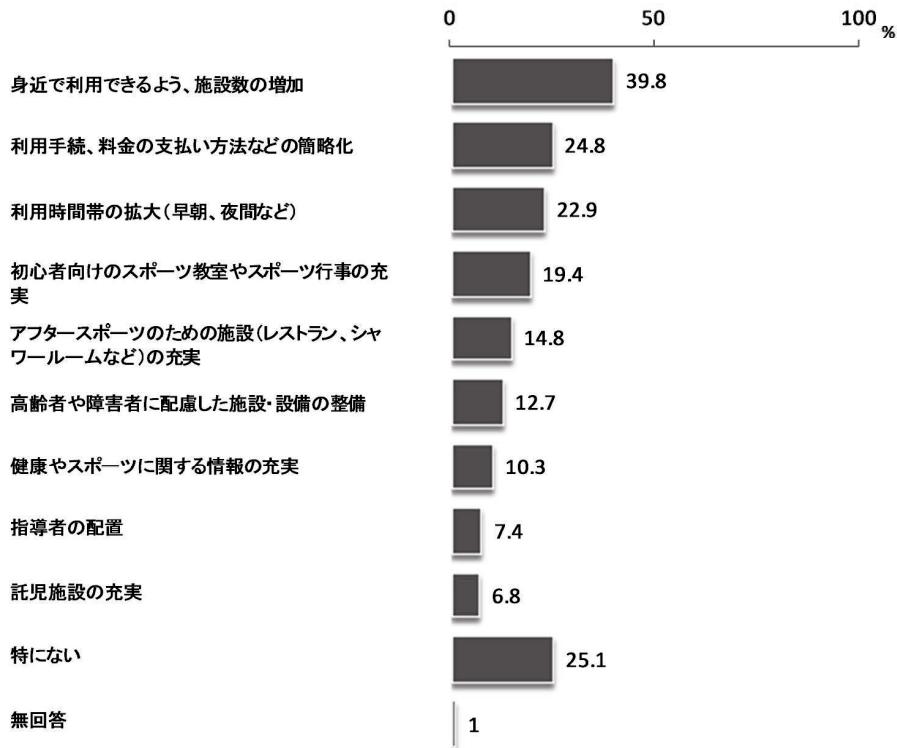


1年間、運動やスポーツをしなかった理由について「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がない」と答えた人の割合が45%と最も高く、続いて「機会がなかった」(40.1%)、「お金がかかる」(21.9%)の順になっている。

Q 公共スポーツ施設についての要望

「身近で利用できるよう、施設数の増加」が 39.8%

問 8 あなたは、市町村立体育館、プール、テニスコートなどの公共スポーツ施設について、何か望むことがありますか。【○は複数可】



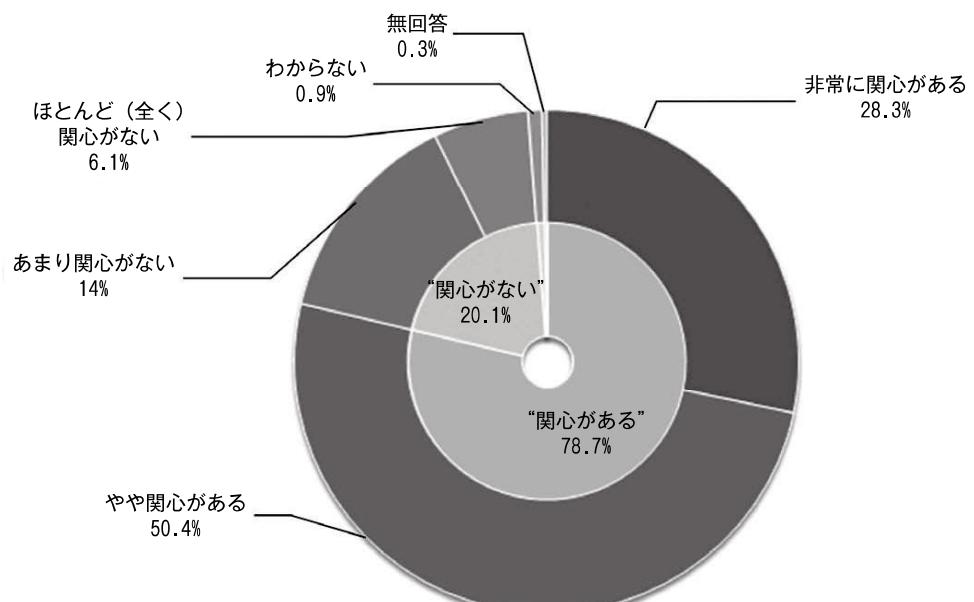
件数 = 1,610

公共スポーツ施設に望む事について「身近で利用できるよう、施設数の増加」と答えた人の割合が 39.8% と最も高く、続いて「特はない」(25.1%)、「利用手続、料金の支払い方法などの簡略化」(24.8%) の順になっている。

Q 国際大会での日本選手の活躍に対する関心

国際大会での日本選手の活躍について"関心がある"が 78.7%

問 9 あなたは、オリンピック・パラリンピック競技大会やサッカー、テニスなどのスポーツの国際大会での日本選手の活躍にどのくらい関心をもっていますか。【〇は1つ】



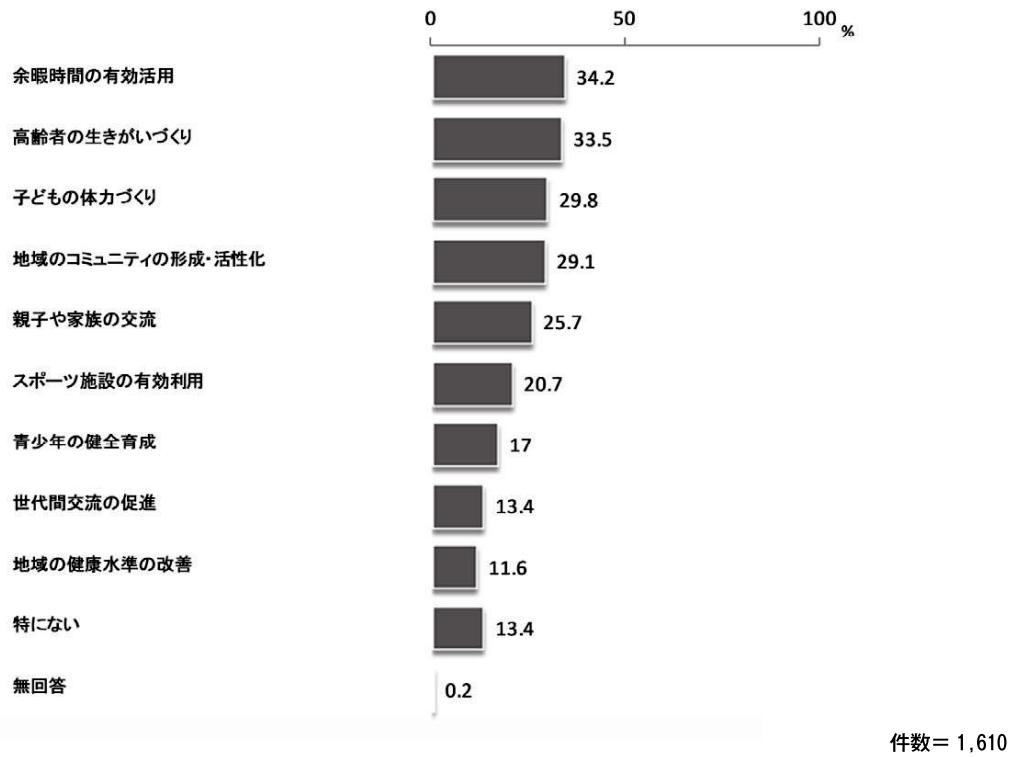
件数 = 1,610

国際大会での日本選手の活躍について、「非常に関心がある」(28.3%) と「やや関心がある」(50.4%) を合わせた国際大会での日本選手の活躍について"関心がある"と答えた人の割合が 78.7%に対し、「あまり関心がない」(14%) と「ほとんど(全く) 関心がない」(6.1%) を合わせた国際大会での日本選手の活躍について"関心がない"と答えた人の割合は 20.1%となっている。

Q 地域におけるスポーツ振興の効果

「余暇時間の有効活用」が 34.2%

問 10 あなたは、地域におけるスポーツ振興にどのような効果を期待しますか。【○は複数可】



地域のスポーツ振興への期待について「余暇時間の有効活用」と答えた人の割合が 34.2% と最も高く、続いて「高齢者の生きがいづくり」(33.5%)、「子どもの体力づくり」(29.8%) の順になっている。

国のスポーツ推進施策

1 第2期スポーツ基本計画

スポーツ基本計画は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたものです。

この基本計画は、我が国の社会の現状や国際的な環境変化を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、平成23年8月24日に施行されたスポーツ基本法の第9条に基づき、平成24年3月30日告示の基本計画に続き、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画として文部科学省が告示したものです。

スポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

なお、スポーツ基本法第10条には、都道府県及び市町村の教育委員会においては、国のスポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとすると明記されています。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならぬ。

第十条 都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

2 計画の概要

第2期スポーツ基本計画では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、「スポーツの価値」に関し、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、第2期計画の基本方針として提示しています。

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人才培养・場の充実
- (2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- (3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人才培养や環境整備
- (4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

3 計画の要点

- (1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

政策目標：

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

- ア スポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツ活動の基盤となる「人材」と「場」の充実

- (2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

政策目標：

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

- ア スポーツを通じた共生社会等の実現
- イ スポーツを通じた経済・地域の活性化
- ウ スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

- (3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

政策目標：

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を取めることができるよう支援する。

- (4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

政策目標：

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。